

お引越しの際は水道の手続きを！

～安全・安心で安定した水道水をお使いいただくために～



引越しシーズンが近づいてまいりました。
お引越しの日にちが決まりましたら、お早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. お引越しの際の手続き

水道を使用開始・使用中止、入院等で一時的に中止する場合は、予定の4～5日前までに水道課へご連絡ください。

手続き方法	「電話」または「水道課窓口」にてご連絡ください。 【受付時間】 8:45～17:30 (土・日・祝日は除きます)
手続きに必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者氏名 ・生年月日 ・現住所・使用中止日 ・引越し先の住所・電話番号・使用開始日
お願い	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の不在や転出の際は、凍結による漏水事故防止のため、水抜き栓により水落しをするようお願いいたします。 ・郵便物の転送の手続きをお願いいたします。



2. 水道料金について

水道料金は「約2ヶ月後に請求」となりますのでご留意願います。

(例) 定期検針日：毎月10日、転出日：3月31日の場合

	1月	2月	3月	4月	5月
検針	1/10	2/10	3/10 3/31		
請求		2月請求分	3月請求分	4月請求分	5月請求分

「2/10～3/10」に使った分が『4月請求分』

「3/10～3/31」に使った分が『5月請求分』となります。